

高鍋町告示第44号

令和元年第3回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年11月8日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和元年11月18日（月）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
後藤 正弘君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
緒方 直樹君	青木 善明君

○応招しなかった議員

令和元年 第3回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和元年11月18日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和元年11月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 同意第1号 教育委員会委員の任命について
日程第4 議案第61号 平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請負変更契約について
日程第5 議案第62号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 同意第1号 教育委員会委員の任命について
日程第4 議案第61号 平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請負変更契約について
日程第5 議案第62号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
-

出席議員(14名)

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 後藤 正弘君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君	16番 青木 善明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	川上 浩君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				河野 辰己君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業政策課長	……………	横山 英二君	農業委員会事務局長	…	飯干 雄司君
地域政策課長	……………	渡部 忠士君			
会計管理者兼会計課長	……………				鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	……………	宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開会

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から、令和元年第3回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） 2番。おはようございます。

令和元年第3回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、先日、11月11日の午前10時より、第3会議室において議会運営委員全員、議長・副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今臨時会に付議されます案件は、同意第1号教育委員会委員の任命について、議案第61号平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請負変更契約について、議案第62号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）の3件であります。執行部より内容の説明を受け、この3件の案件につきましては、全員一致で今臨時議会に提案することで意見の一致を見ました。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期につきましては、本日11月18日の1日間で行うことで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（青木 善明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、八代輝幸議員、5番、

松岡信博議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（青木 善明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日11月18日の1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日11月18日の1日に決定いたしました。

日程第3. 同意第1号

○議長（青木 善明） 次に、日程第3、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。

同意第1号教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

現委員の杉田淳子氏が、令和元年11月26日をもって任期満了となることから、新たに岩崎晃子氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきましては、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。それでは、略歴の紹介を申し上げます。

氏名、岩崎晃子、生年月日、昭和50年1月16日、現在44歳でございます。現住所、高鍋町大字高鍋町827番地1、地区名は東町でございます。最終学歴、平成7年3月、宮崎女子短期大学初等教育課卒業、職歴等、平成7年3月、延岡市役所臨時職員、平成7年12月、宮崎県立延岡西高等学校PTA事務、平成10年4月、日向市立日知屋小学校常勤講師、平成11年6月、宮崎県立延岡西高等学校PTA事務、平成11年11月、日向市立日知屋小学校常勤講師、平成13年4月、宮崎県立延岡ろう学校常勤講師、平成26年12月、高鍋町選挙管理委員会臨時職員、平成27年10月、石井記念につしん保育園非常勤保育士、平成29年5月、九州電力高鍋営業所事務補助、平成31年1月、石井記念ひかり保育園非常勤保育士、令和元年6月、石井記念につしん保育園非常勤保育士、現在に至っております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第1号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、同意第1号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第4. 議案第61号

○議長（青木 善明） 日程第4、議案第61号平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第61号平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

今回の変更は、復旧を要するのり面の面積が増加したことなどから、契約額の増額をするものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請負変更契約について、詳細説明を申し上げます。

本案のもととなる契約は、令和元年第2回定例会において議決をいただいております。

今回の変更の内容でございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございませんが、契約金額につきまして、変更前契約額6,105万円を366万2,000円増額し、6,471万2,000円とするものでございます。

増額の理由でございますが、崩土除去及びのり面清掃を行ったところ、復旧を要するのり面の面積が増加したことから、のり枠工、鉄筋挿入工、モルタル吹きつけ工の変更を行うものなどございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今説明がありましたけれども、一応これで内容、問題解決は図られるのかと思うんですけれども、どうなんでしょうか。変更しても安全確保ができなければ工事自体の設計ミスということになるんですけれども、どのように考えておられるの

か。

また、設計業者について問題はなかったのか。今後、契約変更ということはないと言えるのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。その内容で問題が図られるのかという御質疑でございますが、問題ないと考えております。

また、工事自体の設計ミスということになるのがどのように考えているのかということでございますが、施工段階におけるのり面の面積の変更のみでございますので、設計ミスではないと考えております。

それから、設計業者については、問題ないと考えております。

今後の契約変更については、今後はございません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。問題なしということなんですけど、最初からそれが見つけられなかった理由は何だったんでしょうか。そのことをちょっと詳細に説明していただきたいと思うんですけど。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。今回の増額の主な内容につきましては、先ほど財政経営課長が答弁しましたとおり、のり面の面積がふえたものでございます。このことにつきましては、のり面が崩壊してのり面に土砂がこう堆積しております。その状況で設計をするものでございます。したがって、その部分につきましては、のり面を除去した後につきましては想定で面積と延長等を計算しております。

また、のり面整形につきましては、見えているのり面につきましても壊れそうな土砂につきましてはのり面をきれいにします。そのことによって、皆さんも御存じかと思いますが、特に高速道路等にはございますが、のり面の面が直線ではなくて凹凸にこうなってきます。実際はですね、施工する段階で。そのことにつきましては、当初から想定できませんので、その部分はほとんど考慮せず設計をしておりますが、そういう作業をすることによって実際の面積、並びに長さが凹凸によって直線距離よりか長くなるということがございます。そういうことによりまして、鉄筋挿入工並びにモリタル吹きつけ工の面積がふえることになっております。

また、この事業につきましては、御承知のとおり、国の補助対象事業として施工しております。今回の変更につきましても、事前協議の結果、やむを得ない変更ということで補助対象事業として認めていただくこととなっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 大体、理由はわかったんですけども、できれば議会に案件を

提出するときには、以前も申し上げましたけれども、大体どのように変更していくのか、そして今現在の法律に基づいてやっぱりこうしなければならないというのものもあるんじゃないかなというふうに思うんですね。やっぱり斜めがあんまり急過ぎると土砂崩れの危険もありますし、後々の管理についても非常に難しい部分があると思いますので、そこについては理解できるんですよ。だから理解できますけど、それは最初から恐らく予測できたことじゃないかなというふうにちょっと思ったんですね。私、ちょっと現場に行ってみましたけど、ああ、そうかというふうに、だから高さの延長からして角度を考えたときに、ああ、これじゃ無理なんかというふうにはちょっと考えてはみたんですけども、だからそのことをやはりしっかりと本当は設計する段階で見しておく必要があったんじゃないかということがまず私が質疑をした一番の理由なんですね。そして、やはり私が気になるのは、このゲリラ豪雨とかいろんなので工事をした箇所はともかくとして、またほかの箇所についても崩落しないかなとちょっと心配している部分があるんですね。だからこれがやっぱり大きな事故につながらなければいいんですけども、大きな事故につながっていくという状況というのは設定していたのかどうかということもちょっと気になったものですから、できれば設計変更に関する図面でもしっかりと提出していただければありがたいかなというふうに思うんですね。だからそのようにしていかないと、やはり情報の共有というのがしっかりとできませんので、地元の皆さんから何でこんげなつとというふうに聞かれた場合、やはり設計上のことも説明しないと、ひょっとしたら理解が得られない部分もあるのではないかと私は思いましたので、こういった質疑をしましたが、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。当初の設計につきましては、先ほど申しましたとおり、想定できる範囲で設計するよう上げております。何回も同じような答弁になるかとは思いますが、どの担当者、どの業者におきましても、そういう今回の変更後の数量を想定することは難しいと考えております。したがって、国も補助対象として認めていただいているように、やむを得ない理由ということで、現場の状況に合わせて施工するのが当然正しいことですので、そういうことになったということでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第61号平成30年災第655号坂本・鬼ヶ久保線道路災害復旧工事請負変更契約については、原案のとおり可決いたしました。

日程第5. 議案第62号

- 議長（青木 善明） 次に、日程第5、議案第62号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（黒木 敏之君） 町長。議案第62号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億1,294万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、損害賠償請求事件に係る訴訟委任の委託料及び総合交流ターミナル施設改修に係る工事請負費及び施工監理委託料でございます。財源といたしましては、公共施設等整備基金繰入金及び繰越金でございます。あわせて、債務負担行為につきまして訴訟委任事務の追加をするものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

- 財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。議案第62号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明を申し上げます。補正予算書の10ページ、11ページをお開きいただき、11ページをごらんください。

一般管理費の委託料は、さきにお配りいたしました訴状のとおり、町を被告とした損害賠償請求の訴えが提起をされました。本訴訟の代理人として近藤日出夫弁護士を選任いたしましたので、その委託料でございます。

交流施設費委託料は、こちらもお手元に資料をお配りしておりますが、総合交流ターミナル施設の浴室棟、貯湯槽、配管の改修工事及び施工監理委託料でございます。

戻りまして、歳入の御説明をいたします。8ページ、9ページをお開きいただき、9ページをごらんください。

公共施設等整備基金繰入金は、総合交流ターミナル施設の改修の財源といたしまして、基金から一般会計へ繰り入れるものでございます。繰越金は訴訟費用の財源でございます。

戻りまして4ページをお開きください。

債務負担行為の補正でございますが、歳出で御説明いたしました訴訟が年度内に結審し

ないことが想定されるため、本年度から訴訟が終了する年度までを期間とし、弁護士報酬、訴訟費用等を限度額とした債務負担行為の追加を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと何点かありますので、公共施設等の基金を活用してめいりん温泉の改善が図られるようなんですけれども、これが解決するまでは譲渡しないということなのかどうか。また、これで全ての問題はクリアできると考えておられるのか。

一応、今いただきましたので総合交流ターミナル施設の配管改修工事等に関するいろんな説明書きを、予算計上の理由などちょっと読み合わせてみたんですけれども、本当にこれで全て解決できるのかどうかというところが非常に気になるところです。

また、今までめいりん温泉に建設当時から修繕費を含む投資した金額、歳入及び歳出に関する全てについてお伺いしたいと思います。

繰越金の残額は幾らになっているのでしょうか。

歳出において、弁護士費用がありますけれども、この支出についてはどのような法的根拠があるのか。また、裁判に係る日数及び総体的な費用は算出されているのかどうか。また、この金額は着手金として支払われるものなのかどうかとお伺いしたいと思います。

また、これは確認ですけれども、裁判に勝訴した場合、敗訴した場合の弁護士費用はどうかとお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。温泉関係の部分についてお答えいたします。

まず、改善が図られるまでは譲渡しないのかという御質疑でございますけれども、一応そのとおりでございます。その理由についてでございますけれども、お配りしております資料のほうにも記載しているんですけれども、厚生労働省のほうで作成・公表しておりますレジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針によりますと、湯温が60度に満たない貯湯槽にはこれを60度以上に保つ能力を有する加熱装置を設置するなどして、貯湯槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないようにすることとされているところでございます。しかしながら、総合交流ターミナル施設にはこのような設備が設けられておりませんので、現在進めております総合交流ターミナル施設の譲渡に当たりまして、既存の配管システムのままでは譲渡先となる民間会社のほうが保健所から温泉の営業許可を受けることができないということになってしまいます。このようなことから、施設の譲渡を行う前に既存配管設備等の大規模改修を行いまして、国や県の指針に適合した施設とする必要があるということから、今回その費用は補正予算として計上させていただいたところでございます。

次に、これで全ての問題がクリアできると考えているのかという御質疑でございますけれども、衛生管理面での問題は解決されることとなりますけれども、まだほかにも複数修繕す

べき箇所が残っておりますので、こちらにつきましても12月議会のほうにまた補正予算のほうを上程させていただく予定となっております。

次に、今までにめいりん温泉に投資した金額、歳入歳出に関する全てということでございますけれども、まず投資のほうは、建設にかかった費用が設計等も含めまして約7億3,300万円でございます。施設の維持管理費用が今年度分までを含めて19年間になるんですけれども、約4億1,100万円を支出しております。ほかに23年度に株式会社たかなべめいりんの里へ1,800万円の貸し付けを行っております。

次に、歳入のほうですけれども、国からの建設費用に関する補助が約3億3,000万円、13年度から24年度分の入湯税の合計が約2億7,300万円、先ほどの貸付金の返済額が1,350万円を受け入れております。

なお、この貸付金のほうは今年度内に残額450万円が全て返済されることとなっております。

まとめますと、投資額が約11億6,200万円、歳入が約6億2,100万円となり、投資額が5億4,100万円歳入のほうを上回っている状態となっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。繰越金について答弁させていただきます。

今後、充当可能な繰越金は7,337万5,000円でございます。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。弁護士関係の質疑についてお答えをいたします。

まず、弁護士費用の法的根拠についてでございますが、地方自治法第232条に規定をされておりまして、その条項をちょっと読み上げさせていただきますが、普通公共団体は、当該普通地方団体の事務を処理するために必要な経費、その他法律またはこれに基づく政令により、当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとするという形で規定をされております。

続きまして、裁判に係る日数についてでございますが、こちらにつきましては、裁判迅速化法第2条におきまして、第一審を2年以内のできるだけ短い期間に終わらせるということで目標が掲げられておりますので、第一審につきましてはおおむね2年内に結審するのではないかとこのように考えておるところでございます。

総体的な費用は算出されているのかということですが、第一審においてかかるであろう着手金、報奨金、裁判費用に係る事務費、切手、印紙代等の金額を予算計上したところでございます。

着手金につきましてはでございますが、着手金につきましては、38万5,000円でございます。

続きまして、裁判に勝訴した場合、敗訴した場合の弁護士費用はどうなるのかという質疑でございますが、弁護士費用につきましては、勝訴、敗訴にかかわらず本町の負担とな

ります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。私がめいりん温泉について非常に気になることは、もうもともと出てくる温度がやっぱり低いわけですよね。低い上にやはり今度は加熱するという状況があると思うんですけども、私、ちょっとこの前から、二、三日前からレジオネラに対する滅菌効果があるとされているユーカリの何か抽出液というのを聞いたことがあるんですよね。だからある程度いろんなことを想定しながら、どんな方法が一番いいのか、このままではやはり厚生労働省の保健所とかいろんな基準をクリアできないということであれば、これは譲渡できないという状況になるわけですよね。だから何としても譲渡したいというのであれば、ものすごくお金がかかることになるのかどうか、そこをどういうふうに想定されているのか。先ほど答弁では、まだこれからいろいろやってということだったと思うんですね。あとどんな工事が残されているのか、どういうことをクリアしていかないと譲渡できる可能性がないのか、そののところをもうちょっと詳しく説明していただけたらいいなと思うんです。というのも、やはり串間の事例がちょっと私は引っかかるんですよね。どうしてもやっぱり串間が最終的には譲渡したけれども、やっぱり最終的には市が引き受けざるを得ないという状況にまでなってきたということ、いろいろ手続は面倒くさい手続を経ながら整備していきながら、じゃあ最終的にはだめでしたよということにもなりかねない。やはりこれは相手様にとってもすごくこちらの不徳のいたすところというところにならないようにしていくためには、やっぱり万全の措置をしっかりと図る。これ以上、今ちょっと温泉の関係者から私聞いた話なんですけど、お客さんが非常に減っていると。入湯者が減っているという状況を聞いたんですね。この原因は一体何なのかというところをやはりきっちりと説明というか、きちんと把握しておかないと次の方に譲渡するということが非常に私は不可能になるんじゃないかなというふうに思うんですよ。だからそれはもうやはり今のように赤字というか、経営をずっと続けていけば、確かに安くでも譲渡したほうがいいには決まっている。閉鎖ということも考えられる。その判断をいつ・どこで・どう・誰が行うのかというところが非常に問題だと思うんですよ。だからどこまでお金をかければ、じゃあ譲渡できる体制が整うのかということをおある程度予測してこっちも対応していかないと、やはり温泉を愛していらっしゃる皆さんにとっては温泉がなくなることについては非常に残念がっておられる部分もありますし、またそれについても交通手段も含めていろんなことがかかわり合いが出てくるわけですよ。農家の皆さんが出していらっしゃる問題、だからその問題についてはきちっと解決できるのか、できないのかということをやっぱりこの場で聞いておかないと、可能性とittedだけで、やっぱりそれは譲渡をするに相手方にも困るだろうと思うし、やはり相手の方に御迷惑をかけないということをお考えたときには、やはりこういった形で議会のほうでもしっかりと議論をしていかないと私は失礼だと思うんですね。何もしないで相手に譲渡して、あら失

敗したでは、また高鍋町がしてくださいではとんでもないことになってくる。相手もお金を出したばかりでね、とてもじゃない。まあ無償譲渡になったとしてもですよ。株を買ってくださったわけですから、それなりに投資はしていただいたわけですよ。だからやっぱりそういうことから考えたときには、幾ら経営能力があっても財政能力があっても、やっぱり迷惑、民間企業に迷惑をかけるということになってくるだろうと思うんですね。そのところがどういうふうにあるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、弁護士の問題ですね。どれぐらいかかるかわからないということで、私もちょっと気にはなるんですけども、2年をめどにということで先ほど答弁がありましたよね。これはもう早くしなさいということで裁判のスピード化というところがしっかりとあるんですけども、これがやっぱり2年以内に解決しなかった場合どうなるかなというのがちょっと気になりましたので、そのところは弁護士と一応頼まれた弁護士とはどういうふうなお話し合いをされるおつもりなのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。温泉関係の部分についてお答えいたします。

一応、まず、先ほど申し上げました、残っている修繕関係なんですけども、一応今回の工事をもって衛生管理面、レジオネラ対策についてはもう根本的に対策ができるものというふうに考えておまして、残っている修繕のほうは外観とかそういった照明とか、そういったささいなものちょっと積み上げとなっているところでございます。

それとあと先ほど申されましたお客様が減っている要因というのが、やっぱりレジオネラのほうがちょっと2回ほど起こしてしまいましたので、やっぱりこう一度離れたお客様を取り戻すのはやっぱりちょっとなかなか時間はかかるというふうに自覚をしているところでございます。

それとあと、実際にその譲渡ができるのかという部分についてなんですけども、もう保健所さんとあと県のほうが推薦していただきました専門業者さんと一応打ち合わせをしながら工事のほうもこういった設計のほうも進めておりますので、そのほうは多分恐らくというか、もう大丈夫なようにしてしっかりした形で引き渡したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。今後の裁判のことについてでございますが、第一審の結果が出た時点で弁護士さんと協議をすることになるというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第62号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について賛成をしたいと思います。

その理由は、まずめいりん温泉の件です。これについては、やはり町民の皆さんの一部の方であってもしっかりと福祉関係も含めて対応していただく内容があるということ、やはりこれをなくしては今めいりん温泉を利用されている方にとってとても大変な事態が起きるといふふうに私は判断をしております。お金が幾らかかるかわからないという状況も確かにありますけれども、せつかく住民の皆さんが切望されてできた温泉です。これをやはりなくしていくというのは、非常に心が痛いと思っておりますので、そのことについて賛成をしたいと思います。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第62号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第62号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決いたしました。

_____ . _____ . _____

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、令和元年第3回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員